

工事請書条項

第1条 工期内に本工事の完成を厳守する。

第2条 工事が完成し引渡すときは、検査官の検査に合格したものに限る。

第3条 書面による承諾を得ないでこの契約によって生ずる権利を第三者に譲渡し、又は担保に供することはしない。

第4条 工事の施工及び現場内の取締りに関しては、すべて貴官の指揮監督に従うものとする。

第5条 図面及び仕様書において監督官の検査を受けて使用するものと指定された工事材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。ただし、検査の結果不合格と決定した材料は、遅滞なく引き取らなければならない。

第6条 水中又は地下に埋設する工事その他完成後外面から明視することができない工事を施工するときは、特に監督官の立ち会いを得て施工する。

第7条 工事の施工が図面又は仕様書に適合しない場合において、官側が図面又は仕様書に基づく改造を請求したときは、これに従わなければならない。ただし、このため請負代金の増額又は工期の延長をすることができない。

第8条 次の各号の一に該当するときは、この契約を解除されても異議の申立てをしない。

(1) 第10条及び第11条の規定以外の事由により、工期内に本工事が完成しないとき。

(2) 完全に契約を履行する見込みがないと認められたとき。

第9条 前条の規定により、この契約を解除されたときは、請負代金の100分の10に相当する違約金を支払うものとする。

第10条 天災地変その他請負人の責に帰すことができない理由によって、工期内に完成の見込みがなく、工期を延期しなければならないときは、その理由を明らかにして期限内に延期を請求することができる。

第11条 前条の規定以外の理由により、工期内に工事を完成することができないときは、その理由を明らかにして期限内に延期を申請し、承諾を受ける。この場合、遅滞料を支払い、延期の期間を明らかにして履行する。ただし、遅滞料は、請負代金に対して期限の翌日から起算して、遅滞日数

ごとに1,000分の1を乗じて計算した額を指定された期日までに納付する。ただし、その金額が100円未満である場合はこの限りでない。

第12条 請負代金は、完成検査終了後、適法な支払請求書を提出した日から40日以内に支払を受ける。

2 前項の規定に基づく期限内に請負代金の支払を受けないときは、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）に基づく支払遅延利息を請求することができるものとする。

第13条 本工事の保証期間は、目的物の引渡し後1年とする。ただし、仕様書等に別に示された場合には、その示された期間とする。

第14条 検査前に生じた工事目的物又は工事材料の滅失、き損等すべての危険負担については、当方の負担において処置する。

第15条 違約金又は遅滞料を指定された期日までに納付しない場合は、納付期間の満了の日の翌日から納付した日までの日数に応じ、未納金額に対し、国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和31年政令第337号）第29条第1項本文の規定に基づき財務大臣の定める延納利息の率を乗じて計算した額の延滞金を支払う。

第16条 この契約においては、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めるものとする。

第17条 前各条以外の事項については、貴官と協議の上、その指示により解決する。